

府市大学の役員規程等の比較一覧

	府立大学	市立大学
理事長		
任命権者	法人の申出に基づき知事が任命	法人の申出に基づき市長が任命
選考	「理事長選考会議」で選考して、この結果を法人は知事に申出	「理事長選考会議」で選考して、この結果を法人は市長に申出
任期(定款)	2年以上6年以内で、選考会議の議を経て法人の規程で定める	2年以上6年以内で、選考会議の議を経て法人の規程で定める
任期(規程)	2年(2年ごとに再任可。ただし6年まで)	4年(再任可。ただし1回のみとし再任後の任期は2年)
学長兼務	理事長は学長を兼務	理事長は学長を兼務
副理事長	(設置なし)	
任命権者	—	理事長
任期(定款)	—	6年以内で理事長が定める
任期(規程)	—	(特に規程なし)
理事		
任命権者	理事長	理事長
任期(定款)	理事長が定める	6年以内で理事長が定める
任期(規程)	2年(再任可)	(特に規程なし)
定員	6人【現在5人。1人は高専校長】	5人【現在5人】
構成	理事長と理事の総数の2分の1以上は学外者	理事のうち1人は、学外者
監事		
任命権者	知事	市長
任期(定款)	2年(再任可)	2年(再任可)
定員	2人【現在1人】	2人【現在1人】
理事長選考会議		
設置要件	理事長の、任期満了、辞任、欠員、解任時	理事長の、任期満了、辞任、欠員、解任時
定員	6人	6人
委員構成	経営会議と教育研究会議から半数ずつとする 委員総数の2分の1は学外者とする	経営審議会と教育研究評議会から半数ずつとする 経営審議会選出の3名のうち1名は「副理事長」もしくは「理事」 教育研究評議会選出の3名のうち1名は「学長が指名する理事」
任期	2年(経営会議と教育研究会議の任期期間内に限る)	経営審議会と教育研究評議会の任期と同じ
理事長の選考方法	各委員は2人以下の理事長候補者を推薦することができる 教員は委員に対し候補者案を申出できるが、推薦は委員の判断。 選考会議で、最終的に1人を理事長予定者として決定する。	教職員による第一次意向投票を行い、第一次候補者を決定する 第一次候補者の中から、①教授、准教授、講師及び助教 ②課長以上の職員による第二次意向投票を行う。 選考会議は同意向投票を尊重して理事長候補を決定する。